

水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（下入野斎場）プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（下入野斎場）」（以下「本業務」という。）の事業者をプロポーザル方式により選定（以下「本選定」という。）する際の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（下入野斎場）

(2) 業務の内容

別紙「水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（下入野斎場）仕様書」による。

(3) 実施方式

公募型プロポーザル

(4) 担当部署及び提出先

（事務局）

水戸市 生活環境部 環境保全課（本庁舎 3 階 314 番窓口）

〒310-8610 茨城県水戸市中央一丁目 4 番 1 号

電 話：029-232-9154(直通)

電子メール：environmental@city.mito.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるのは、【様式 1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 選定方針

本選定に当たっては、「水戸市電気自動車用充電設備設置等業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において、企画提案内容を公正かつ客観的に審査する。

なお、委員会の設置に当たっては、要項を定め、組織、会議及びその他必要な事項について明示するものとする。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
(1)公募公告開始・質問書の受付開始	令和7年4月21日（月）
(2)質問書の受付期限	令和7年4月25日（金）17時まで（必着）
(3)質問書に対する回答期日	令和7年4月30日（水）
(4)参加申込書・企画提案書の提出期限	令和7年5月9日（金）14時まで（必着）
(5)審査	令和7年5月12日（月）～5月15日（木）
(6)選定結果の通知予定日	令和7年5月19日（月）

なお、上記スケジュールは変更となる場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問は、次の表に基づき提出するものとする。なお、当該方法を除く個別の質問には対応しない。

事項	内容
提出資料	任意様式
提出期限	令和7年4月25日（金）17時まで（必着）
提出方法	電子メール ※件名は「水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（下入野斎場）質問（会社名）」と記載すること。 また、担当者の所属部署、氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。
提出先	事務局

(2) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年4月30日（水）までに本市のホームページで公開するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7 参加申込書の提出

参加申込書は、次の表に基づき提出するものとする。ただし、他施設のプロポーザルに参加を希

望する場合、【様式3】、決算書及び法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書については、1事業者1部の提出で可とする。

事項	内容
提出資料	【様式1】参加申込書 代表者印を押印 添付資料 【様式2】参加資格に関する申立書 【様式3】会社概要書
部 数	1 部
提出期限	令和7年5月9日（金）14時まで（必着）
提出方法	来庁又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とすること。
提出先	事務局

8 企画提案書について

(1) 提出書類

企画提案書は施設ごとに次の表に基づき提出するものとする。

事項	内容
提出資料	任意様式
部数	正本1部，副本6部（副本は，複写可）
提出期限	令和7年5月9日（金）14時まで（必着）
提出方法	来庁又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とすること。
提出先	事務局

(2) 提出資料の記入上の留意事項

ア 表紙を除き，A4判用紙10枚程度（両面印刷は可とする。）にまとめ，ページ番号を付すこと。

イ 13 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領及び審査基準を参考に企画提案書を作成し提出すること。

ウ 企画提案の記載にあたり，概念図，引用可能な図面・写真・イラスト，またCGや図面を作成し，使用することに支障はないが，費用等は自己負担とすること。

また，引用する場合は，必ず参照先を記載すること。また文字サイズは，図表を除いて10ポイント以上とする。

エ 参加申込者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。

9 選定方法

(1) 本選定は公募とし，選定の対象は期限までに【様式1】参加申込書，【様式2】参加資格に関する申立書，【様式3】会社概要書及び企画提案書を提出した者（以下「参加者」という。）とする。

- (2) 【様式 1】参加申込書，【様式 2】参加資格に関する申立書，【様式 3】会社概要書及び企画提案書の提出がなかった場合には，本選定を無効とする。
- (3) 選定会議は，(1)の規定により提出された企画提案書を基に書類選定を行うこととする。
- (4) 選定会議は，書類選定の結果を基にした評価により，事業者として最もふさわしい 1 者を選定するものとする。
- (5) 【様式 1】参加申込書及び企画提案書の提出期限が到来した時点で，【様式 1】参加申込書及び企画提案書の提出が 1 事業者であっても，書類選定を実施し，評価点数の総計が満点の 6 割以上となった場合，最優秀事業者として選定する。
- (6) 企画提案書の内容を踏まえ，別表を基に委員会で審査し，最も高い点を得た事業者を最優秀事業者，次点の事業者を次点候補者とする。ただし，評価点数の総計が満点の 6 割に達しない場合は，最優秀事業者等を選定しない。
- (7) 企画提案書での企画提案内容の評価は，委員会の各委員が個別に行うものとする。
- (8) 総合評価点（各委員の合計点数を委員数で除した点数）において，最も高い点の者が 2 者以上ある場合は，委員の合議により選定委員長が最優秀事業者を選定する。
- (9) (4)に規定する 1 者が辞退した際は，次点の者を事業者とする。

10 選定結果の通知及び公表

選定結果は，全参加者に最優秀事業者名，次点候補者名及び自身の採点結果を文書で通知する。また，本市のホームページにて最優秀事業者名及び次点候補者名を公表する。なお，選定結果に対する問合せ及び異議申立は一切受け付けない。

11 契約

- (1) 事業者として選定された者との契約は，地方自治法第 234 条第 2 項（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）の規定に基づき，水戸市財務規則（平成 7 年 3 月 30 日規則第 16 号）に定めるところにより決定するものとする。
- (2) 選定結果は，本市の契約が完了するまでは，本市における契約上の効果をもたないものとする。

12 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は，失格又は無効とし，契約締結後にあっては，当該契約を解除ができるものとする。

- ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り，自社の利益を図る行為を行ったとき。
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について，相談や開示を行ったとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- エ プロポーザルの評価終了後に，参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。
- オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為を行ったとき。

(2) 著作権

提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用及び複製することができるものとする。

(3) その他

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出期限後における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

オ インターネット、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。

カ 提出された企画提案書等は、水戸市情報公開条例（平成 13 年水戸市条例第 4 号）に基づく開示請求の対象となる。

キ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

ク 選定後、業務遂行に当たっては、本市は企画提案書の内容に拘束されないものとする。

13 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領及び審査基準

(1) 企画提案書の作成要領

水戸市電気自動車用充電設備設置等業務（下入野斎場）仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を理解した上で、次の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

ア 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュール等も併せて示すこと。

イ 本事業の期間中は事業者の責任において、E V 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。

ウ 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。また、E V 充電設備等の利用方法を示すこと。

エ 事業者は、E V 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。

なお、本市がE V 充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を本市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなすこととする。

オ 業務を終了することとなった場合の、E V 充電設備等の撤去の有無について示すこと。

カ その他当該事業目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

キ 過去に同様の事業を受注した実績の有無を示すこと。

(2) 審査に係る基本的な考え方

審査は、参加申込書により参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、企画提案書の内容について委員会を設置し、選定会議において行うものとする。

なお、書面による審査が困難又は疑義が生じたときは、選定会議の事務局である生活環境部環境保全課から事業者に対して問い合わせることもあることから、事業者はこれに協力するものとする。

ア 評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀事業者とする。

イ 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、委員の合議により委員長が最優秀事業者を選定する。

(3) 評価の手法

評価は、次の手順で行う。

ア 審査項目の評価視点及び配点

別表「審査項目の評価の視点・配点」のとおりとする。

イ 評価基準

各審査項目中の評価点は、次の5段階で評価し付与点を採点する。

評価基準	付与点	(例) 配点 10 点の場合
特に優れた提案である	配点×1.0	10×1.0=10 点
優れた提案である	配点×0.8	10×0.8=8 点
想定した程度の提案である	配点×0.6	10×0.6=6 点
想定を下回る提案である	配点×0.2	10×0.2=2 点
要件を満たしていない	配点×0.0	10×0.0=0 点

ウ 総合評価点

イ 評価基準（配分 100 点）について委員ごとに採点し、各委員の合計点数を委員数で除した点数を「総合評価点」とする。

なお、各評価点の算出に当たっては、小数点第一位までを有効とし、小数点第二位以下を切捨てる。

別表 審査項目の評価の視点・配点

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力	・ 事業の実現可能性はあるか。 ・ 過去の同様の事業の実績はどのようなものがあるか。 ・ 受電設備の変圧器容量、契約容量を考慮した設計であると見込まれるか。 ・ 建物や既存の系統、配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。 ・ E V 充電設備等と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。	40 点
維持管理及び	・ 維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとな	30 点

緊急時の対応	っているか。 ・充電設備の予約状況や過去の利用履歴など，施設側で確認及び管理できる仕様になっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合，ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 ・災害や事故発生時の対応について，市に過度の負担を与えないものとなっているか。	
利用料金及び利用の方法，電気料金の還元	・利用者の利用料金は明快で廉価なものか。 ・市民が利用し易い仕様となっているか。 ・電気料金の還元の金額及び方法は明快か。 ・市に過度の財政負担を与えないものとなっているか。	30 点
合計		100 点